

平成 28 年 9 月 12 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業 「診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事項	内容
事業概要	診療放射線技師国家試験事業外 5 試験は、6 職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が実施。厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施。これらの事務を民間競争入札の対象としている。 民間競争入札の対象とする事務としては、具体的には、会場確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等。
実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日
受託事業者	株式会社 全国試験運営センター
契約金額（税抜）	533,495 千円
入札の状況	3 者応札（説明会参加 = 5 者 / 予定価内 = 2 者）（※なお、市場化テストとしては過去 1 回実施、今回 2 回目。）
落札率	99.2%

II 評価

1 評価方法について

厚生労働省から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 5 月までの間の実施状況についての報告（資料 ）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容															
確保され るべき質 の確保状 況	以下のとおり、適切に履行されている。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>確保されるべき水準（一例）</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業対象ごとの作業方針の着実な実施</td><td> <p>適</p> <p>試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。</p> <p>(達成)</p> </td></tr> <tr> <td>2. (試験会場関係) 概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全体の収用を可能とする試験会場を確保すること。 余裕をもった試験室内の座席配置とすること。 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。</td><td> <p>適</p> <p>ほとんど問題なく実施された。</p> <p>(達成)</p> </td></tr> <tr> <td>3. (願書等の配布・受付) 配布終了時点で、配布漏れが無いこと。</td><td> <p>適</p> <p>認められなかった。(達成)</p> </td></tr> <tr> <td>受験票の発送時点で、願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。</td><td> <p>5件程度のミス等があったものの最終段階で判明し大事に至らず、再発防止策もとられた。(達成)</p> </td></tr> <tr> <td>4 試験当日の試験会場の運営 会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。</td><td> <p>適</p> <p>会場責任者等を対象とした事前のオリエンテーションを実施</p> <p>(達成)</p> </td></tr> <tr> <td>不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処</td><td> <p>不正行為は認められなかったが、試験マニュアルの記載内容の変更や過去事例として注意喚起することが数件あったがその他は特に問題は無かった。(達成)</p> </td></tr> </tbody> </table>	確保されるべき水準（一例）	評価	1 事業対象ごとの作業方針の着実な実施	<p>適</p> <p>試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。</p> <p>(達成)</p>	2. (試験会場関係) 概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全体の収用を可能とする試験会場を確保すること。 余裕をもった試験室内の座席配置とすること。 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	<p>適</p> <p>ほとんど問題なく実施された。</p> <p>(達成)</p>	3. (願書等の配布・受付) 配布終了時点で、配布漏れが無いこと。	<p>適</p> <p>認められなかった。(達成)</p>	受験票の発送時点で、願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	<p>5件程度のミス等があったものの最終段階で判明し大事に至らず、再発防止策もとられた。(達成)</p>	4 試験当日の試験会場の運営 会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	<p>適</p> <p>会場責任者等を対象とした事前のオリエンテーションを実施</p> <p>(達成)</p>	不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	<p>不正行為は認められなかったが、試験マニュアルの記載内容の変更や過去事例として注意喚起することが数件あったがその他は特に問題は無かった。(達成)</p>	
確保されるべき水準（一例）	評価															
1 事業対象ごとの作業方針の着実な実施	<p>適</p> <p>試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。</p> <p>(達成)</p>															
2. (試験会場関係) 概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全体の収用を可能とする試験会場を確保すること。 余裕をもった試験室内の座席配置とすること。 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	<p>適</p> <p>ほとんど問題なく実施された。</p> <p>(達成)</p>															
3. (願書等の配布・受付) 配布終了時点で、配布漏れが無いこと。	<p>適</p> <p>認められなかった。(達成)</p>															
受験票の発送時点で、願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	<p>5件程度のミス等があったものの最終段階で判明し大事に至らず、再発防止策もとられた。(達成)</p>															
4 試験当日の試験会場の運営 会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	<p>適</p> <p>会場責任者等を対象とした事前のオリエンテーションを実施</p> <p>(達成)</p>															
不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	<p>不正行為は認められなかったが、試験マニュアルの記載内容の変更や過去事例として注意喚起することが数件あったがその他は特に問題は無かった。(達成)</p>															

	<p>5 試験場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験場周辺での交通トラブルの防止</p>	適 生活環境に配慮がなされ、交通トラブルは認められなかつた。 (達成)
	<p>6 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによつても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。</p>	適 適宜厚生労働省に連絡し適切に対応した。(達成)
	<p>7 答案用紙の引き渡し</p>	適 引き渡し漏れは認められなかつた。(達成)
民間事業者からの改善提案	<p>下記事項について、民間事業者からの提案により改善した。</p> <p>(1) 「1分前確認ルール」の設定（平成24年度から）</p> <p>試験開始や終了時等のアナウンスについて主任監督員の時計の時刻をもとに行ってしたことに対し、当該アナウンスの1分前に教室内の主任監督員及びその他の監督員全員で時刻を確認する機会を設けることを採用した。このことにより主任監督員のアナウンス失念や、主任監督員の時計の時刻が適正ではないことによるアナウンス時刻の誤りを防ぐことができた。</p> <p>(2) 遅刻受験者向け注意文の配布（平成24年度「第27回管理栄養士国家試験」から）</p> <p>試験開始後に入室した受験者について、監督員が口頭で受験前の留意事項（携帯電話の電源を切る等）を伝えていたことに対し、同内容を記載した遅刻受験者向け注意文を配布することを採用した。このことにより伝え漏れを防ぐことができた。</p> <p>(3) 養成施設からの願書等提出方法の変更（平成27年度「第30回管理栄養士国家試験」から）</p> <p>養成施設から提出される願書等提出書類について、受験者ごとにとりまとめて提出を依頼していたが、養成施設に様式ごとにとりまとめて提出してもらうことで、作業効率が向上した。</p>	

3 実施経費 (税抜き)

願書受付窓口設置費用（※）を除けば、経費は削減されている。

従前経費【A】	142,222 千円（平成 21 年度決算額）
実施経費【B】	177,832 千円（※願書受付窓口設置費用 49,580 千円含む。）（いずれも平成 26～28 年度の平均契約額）
増減額【B-A】	35,610 千円
増減率【(B-A)／A】	25.0%
願書受付窓口設置費用（主に事務所借用賃貸費用等） を除いた実施経費【C】	128,252 千円（平成 26～28 年度の平均）
増減額【C-A】	▲13,970 千円
増減率【(C-A)／A】	▲9.8%

※「願書受付窓口費用」：従来、国が実施していた際は職員が入居合同庁舎等の執務室等で行っていたが、民間事業者に請け負わせたことにより、民間事業者において受付窓口を新たに設置する必要があったことによるもの。

以上より、経費の削減効果はあったものと評価できる。

4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案・創意工夫等としては、業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、願書受付窓口設置費用を除くと 9.8% の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

5 今後の方針

本事業の市場化テストは、本期が 2 期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 厚生労働省内に設置している外部有識者で構成する公共調達委員会において、事業実施状況等のチェックを受ける仕組みが確保されている。
- ③ 入札において、3 者の応札であり、競争性の確保は満たされている。

- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、窓口設置費用を除けば、従来経費からの削減率 9.8%の効果を上げていた。

などから、本事業については、今期限りの事業ではあるが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）の終了基準を満たしているといえる。

一方、厚生労働省では、平成 29 年度より、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業に、医師国家試験外 5 試験事業を加えた 12 試験事業について、民間競争入札を実施することとなっているが、本事業の実績を踏まえ、新事業において民間事業者の創意工夫を活用した一層のサービスの質の向上、競争性の確保及び経費の効率化を図っていくことを求めたい。

以上

平成28年7月28日
厚生労働省大臣官房地方課

**民間競争入札実施事業
診療放射線技師国家試験事業外5試験事業の実施状況について
(平成26年4月1日から平成28年5月31日まで)**

1 事業の概要

(1) 請負業務内容

診療放射線技師国家試験事業外5試験は、6職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、これらの事務を民間競争入札の対象としている。

民間競争入札の対象とする事務としては、具体的には、会場確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

(2) 業務請負期間

平成26年4月1日から平成29年5月31日まで

(3) 請負業者

株式会社 全国試験運営センター

(4) 受託事業者決定の経緯

「診療放射線技師国家試験事業外5試験事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（3者）から提出された企画書について、診療放射線技師国家試験事業外5試験事業一式に係る総合評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた2者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成26年3月18日に開札した結果、予定価格の範囲内であった2者について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術点と価格点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況

業務の実施において、一部に問題が確認されたものの、すべて是正・改善対応が行われており、確保されるべき事業の質は達成されている。

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		1年目実施状況 (26年4月～27年5月)	2年目実施状況 (27年4月～28年5月)
① 全業務共通	事業の対象ごとの作業方針	26年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。	27年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
② 試験会場の確保	厚生労働省の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	平成26年度は契約対象外（前請負業者において手配）	厚生労働省の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保した。 但し、理学療法士国家試験において、一部に周辺道路の道幅が狭く、試験資材の搬入出に時間要した会場があつたため、次年度以降の会場選定時に考慮することとした。
	厚生労働省が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室の座席配置とすること。	試験の座席配置については、原則、1人用机は、隣の机と離して配置し、複数人数の長机では、隣席を空けて試験定員に応じた配置となっていた。	試験の座席配置については、原則、1人用机は、隣の机と離して配置し、複数人数の長机では、隣席を空けて試験定員に応じた配置となっていた。
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	概ね適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。 ただし、理学療法士国家試験において、一部で、200人ほど収容する試験室でマイクの準備を怠り、試験室後方では主任監督員のアナウンスが若干聴き取りづらい教室があった。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。
③ 願書等の配付・受付業務	受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。
	受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	・管理栄養士国家試験において、受験資格のある者を受験資格がない者として業者が本省に報告していたため、受験票が1件作成されなかった。 (報告時のチェックをダブルチェックで行うようになっていたが、シングルチェックのみで処理するなど、確認ができていなかった。業者が受験票発送前の最終確認を行っていた際に判明し、速やかに作成（送付）した。) (再発防止策)	・作業療法士国家試験において、願書受付時のチェック漏れがあり、出願書類の中で卒業見込年が一致していないものがあった。（出願者名簿作成時に、各書類の卒業見込者数の不一致で誤りに気付き、正しく訂正を行った。） (再発防止策) ・継続してチェックリストに新卒の卒業見込年(和暦)を記載し、注意を促す。 ・継続して事前研修で受付書類のチェック回数増を徹底指導する。

	<p>必ずダブルチェックすることを徹底した上で納品する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士国家試験において、請負業者が作成した「第29回配慮事項希望者一覧」に、6名分の記載漏れがあった。(業者が保存していた一覧と本省が保存していた一覧を試験実施前に最終確認するため突合した際、齟齬が判明し、確認したところ業者が受け付けた配慮事項申請書を本省に送付していなかった。) <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の審査時の手引きに配慮申請書受付時の作業を具体的に記載する。 ・申請書のPDF(パスワード付)を厚生労働省に送付するとともに、原本を速達書留で送付する。 ・作業療法士国家試験において、郵送された出願書類が、国家試験業務外の書類に紛れ受付されていなかった。その後、出願書類に気付き、受験票を交付した。(本来は、書類持参のみの受付で、郵送受付を行っていない窓口であった。) <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページにて、出願書類持参窓口の住所欄の郵便番号を削除した。 ・心当たりのない書類については適切に対応するよう郵便物を扱う部署へ周知徹底した。 ・診療放射線技師国家試験において、願書受付時のチェック漏れがあり、出願書類の卒業見込年が一致していないものがあった。(出願者名簿作成時に、各書類の卒業見込者数が不一致となり誤りに気付き、正しく訂正した。) <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストに新卒の卒業見込年(和暦)を記載し、注意を促す。 ・事前研修で受付書類のチェック回数増を徹底指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修用マニュアルに新卒の卒業見込年を追記し、周知徹底を図る。 ・人員を増やしてチェック体制を強化する。 ・臨床検査技師国家試験において、受験者が誤った学校名等を記入した出願書類を受理したが、確認時誤りに気が付かなかつた。(合格発表後、受験者からの申出で記入に誤りがあることが発覚した。受験者に必要な書類を提出させ、正しく是正した。) <p>(再発防止策)</p> <p>出願書類の確認項目に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士国家試験において、書類の審査漏れにより受験資格がない者に対して受験票が送付されていた。(卒業履修見込証明書が未提出であったが、提出されたものとして処理がされていた。受験票を発送後、本人から申出があり、判明したため、受験票を回収した。) <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の確認の手順を見直し、漏れがないようにする。
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士国家試験において、卒業証明書未提出者名簿の受験状況の欄に出欠席を誤って入力していた。（本省より指摘し、訂正した。） (再発防止策) <p>卒業証明書未提出者名簿を作成後、欠席者名簿と照合して確認を実施する。</p>	
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。
④ 試験当日の試験会場の運営	会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士国家試験については平成27年2月14日、管理栄養士国家試験については平成27年3月14日に会場責任者等に対する事前のオリエンテーションを実施し、マニュアルの遵守の徹底が図られていた。
	試験問題の事前の漏洩の絶対防止	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。
	試験時間の過不足の絶対防止及び開始・終了時間の厳格な統一	一部会場において、試験問題の配付等に時間を要したため開始時間が遅れた。それぞれ終了時間を延長し、試験時間を確保した。
	不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	<p>不正行為は認められなかった。 ただし、理学療法士国家試験及び管理栄養士国家試験の一部会場において、トイレ退室者に対して、携帯電話等の所持品が無いことの確認がされていないことがあった。</p> <p>・視能訓練士国家試験において、午前の説明時間中に、薬の服用の申し出があつた受験者に対し、一人で廊下に出させて服用させていた。 (再発防止策)</p> <p>マニュアルの記載内容を変更し、当該対応を行うことがないよう、強調したものにした。</p> <p>・作業療法士国家試験において、定規の使用方法につき受験者から苦情が生じた。 (再発防止策)</p> <p>マニュアルの記載内容を変更し、定規の使用について明確化した。</p>

	マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認	受験写真用台紙と受験者の照合、及び欠席者名簿の作成を行い、正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認が行われていた。	管理栄養士国家試験において、受験者が誤った座席に着席していることに監督員が気付いていなかった。（座席の誤りについて、午前の答案用紙回収後の読み合わせで判明し、午後から是正した。） (再発防止策) 写真用台紙と受験者、受験票の受験番号と座席の受験番号札の照合を徹底する。
	問題に正誤がある場合は、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。	試験問題の訂正是なかった。	臨床検査技師国家試験において問題に正誤があり、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って正誤表を配付、アナウンスし受験者に対して確実に周知した。
	受験者に配付した答案用紙の全数回収	答案用紙は全数回収されていた。	答案用紙は全数回収されていた。
	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正是認められなかった。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正是認められなかった。
	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。
	厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	リストを作成し、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対して、適切に対応させていた。	リストを作成し、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対して、適切に対応させていた。
	試験会場の原状回復を行うこと。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われていた。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われていた。
⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮をした。また試験会場周辺での交通トラブルは認められなかった。	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮をした。また試験会場周辺での交通トラブルは認められなかった。
⑥ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応	受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。	適宜、厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応させていた。	適宜、厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応させていた。

⑦ 答案用紙の引 渡し	回収した答案用紙の厚生 労働省が指定する運送業 者への引渡し漏れがない こと。	回収した答案用紙については厚生労働 省が指定する運送業者への引き渡し漏 れは認められなかった。	回収した答案用紙については厚生労働 省が指定する運送業者への引き渡し漏 れは認められなかった。
-------------------	--	---	---

3 民間事業者からの提案による改善実施事項

下記事項について、民間事業者からの提案により改善した。

(1) 「1分前確認ルール」の設定（平成24年度から）

試験開始や終了時等のアナウンスについて主任監督員の時計の時刻をもとに行ってしたことに対し、当該アナウンスの1分前に教室内の主任監督員及びその他の監督員全員で時刻を確認する機会を設けることを採用した。このことにより主任監督員のアナウンス失念や、主任監督員の時計の時刻が適正ではないことによるアナウンス時刻の誤りを防ぐことができた。

(2) 遅刻受験者向け注意文の配布（平成24年度「第27回管理栄養士国家試験」から）

試験開始後に入室した受験者について、監督員が口頭で受験前の留意事項（携帯電話の電源を切る等）を伝えていたことに対し、同内容を記載した遅刻受験者向け注意文を配布することを採用した。このことにより伝え漏れを防ぐことができた。

(3) 養成施設からの願書等提出方法の変更（平成27年度「第30回管理栄養士国家試験」から）

養成施設から提出される願書等提出書類について、受験者ごとにとりまとめて提出を依頼していたが、養成施設に様式ごとにとりまとめて提出してもらうことで、作業効率が向上した。

4 実施経費の状況及び評価

民間競争入札による業務委託経費を従来の実施経費（市場化テスト導入前の平成21年度（21年4月～22年5月まで）実績）と比較したところ、106,829千円の経費増額となっている（下表参照）。

主な増額理由としては、願書等受付業務について、従来、国が実施していた際は職員が入居合同庁舎等の執務室等で行っていたが、民間事業者に請け負わせたことにより、民間事業者において受付窓口を新たに設置する必要があったため、当該受付窓口設置費用が発生したことによるものである（願書等受付窓口設置費用を除けば、41,911千円の減額となっている）。

結果として民間競争入札導入前と比べ、実施経費は増額となったが、厚生労働省担当者の会場調達業務、試験運営業務などの事務軽減につながったことは評価できる。

（単位：千円・税抜）

	1年目 (H26.4～H27.5)	2年目 (H27.4～H28.5)	3年目 (H28.4～H29.5)	合計
従来経費(H21実績)【A】	142,222	142,222	142,222	426,666
業務請負経費【B】	172,742	176,923	183,830	533,495
うち願書等受付窓口設置費用	44,808	49,580	54,352	148,740
差額【B-A】	30,520(21%)	34,701(24%)	41,608(29%)	106,829(25%)
願書等受付窓口設置費用除く	▲ 14,288(▲10%)	▲ 14,879(▲10%)	▲ 12,744(▲9%)	▲ 41,911(▲10%)

5 評価のまとめ及び今後の方針

民間競争入札導入後は、調達時の企画内容等をはじめとした民間事業者のノウハウを生かしたサービスが提供されており、試験問題の事前漏洩はなく、また、試験が中止になることなく実施することができた。

また、事務面でも、試験会場の確保や願書受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表を一括して請け負わせているため、例えば、試験会場の借り上げ事務や試験会場設営事務、願書受付等や試験監督を行うための派遣等職員調達事務、当該派遣等職員に対する業務内容の説明事務等が軽減されるなど効果が得られたところ。

それらのことを考慮し総合的に判断すると、本業務については、概ね良好に実施されたと一定の評価をすることができる。

本契約の最終年度となる平成28年度においても、民間事業者との間でより綿密な連絡協議を通じて、いっそう円滑な業務の遂行を図りたい。

なお、民間競争入札対象外となっていた残りの6試験事業（医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業及び薬剤師国家試験事業）についても、本件事業と併せて民間競争入札を実施する方針が正式決定（平成27年7月10日公共服务改革基本方針一部変更閣議決定）されており、入札の実施に向けて検討を進めたい。